



生涯学習のまなび

まなび

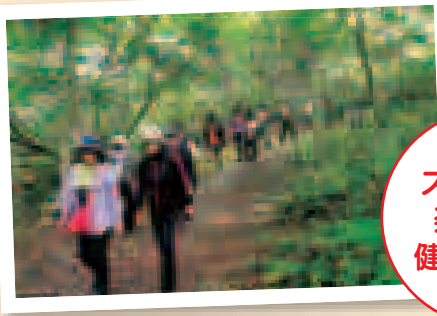
響きあい
共に育つ
「人づくり」

屋外ウォーキング教室

町では、スポーツに親しみ・健康増進を図るためのスポーツプログラムを毎年企画しています。10月4日には湯沢市皆瀬地区小安峡で屋外ウォーキング教室を開催し、約40名が6kmのコースを歩きました。紅葉にはまだ早い季節でしたが、川のせせらぎや緑溢れる峡谷の景色を楽しみながら、起伏のある道のりをゆったりとウォーキングしました。

冬期間も、屋内でのバランスウォーキングやニュースポーツ教室などの開催を予定しています。開催日程については町広報紙等でお知らせしますので、どうぞお気軽にご参加ください。

屋外ウォーキング
教室の様子



スポーツを
楽しんで
健康維持を!

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課
スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで
利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

11月の休業日は

5 11 18 25 12/2
火 月 月 月 月

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような
業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では
取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

国民年金保険料を納付された方については、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

■「控除証明書」送付時期

- ①平成25年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方
→平成25年11月上旬に送付されます。
- ②平成25年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方
→平成26年2月上旬に送付されます。

控除証明書についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

【控除証明書に関するお問い合わせ】

専用ダイヤル **0570-070-117**(ナビダイヤル)

※050から始まる電話または070-5***、070-6***で始まる電話(PHS)でお掛けになる場合は
03-6700-1130

受付期間 ● 11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

受付時間 ●

月曜日 / 午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日 / 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 / 午前9時30分～午後4時
※月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時まで相談を受け付けます。
※土日祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

住宅改修受領委任事業者研修会を開催します

介護保険の住宅改修サービスとは、要介護者等が手すりの取り付けなどの住宅改修を行う場合、20万円を上限に住宅改修費用の9割相当額を利用者に支給する制度です。利用者が費用の全額をいったん負担して、後で保険者に保険給付分(費用の9割)を請求する仕組み(償還払い)が基本となっています。

大曲仙北広域市町村圏組合では、住宅改修サービスをより使いやすくするため、利用者が住宅改修事業者から保険給付分の受領を委任し、利用者は自己負担分(費用の1割)のみを事業者へ支払うことにより住宅改修サービスが利用できる制度(受領委任払い)を導入しています。

受領委任払いを利用するためには事業者の登録が必要となります。登録のための研修会を開催し

ますので、新規に受領委任払いの登録を希望される事業者はご参加ください。申込方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

日時 ● 12月9日(月) 午後2時～(約2時間)

会場 ● 大曲市役所 仙北庁舎 3階 大会議室

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、美郷町の介護保険に関する情報を公開していますので、ご覧ください。

介護情報はOS介護ネットから
<http://www.oskaigonet.or.jp/>

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911